

令和6年度第1回尼崎市青少年協議会 議事録（要旨）

開催日時	令和6年6月28日（金） 午後4時30分～午後5時45分
開催場所	Web会議（アマブラリ3階 活動支援室2）
出席委員	伊藤会長、相澤副会長、赤井委員、今村委員、川野委員、竹田委員、寺原委員、中桐委員、濱崎委員、松本委員、宮川委員、両角委員、李委員、井狩委員、佐々木委員、山下委員、川端委員、位田委員、小山委員、島多委員、荒川委員
議題	(1) 令和5年度各部会からの報告について (2) 令和6年度子ども・若者応援基金活用事業の状況について (3) 子ども・若者応援基金について (4) その他
資料	<ul style="list-style-type: none"> ・資料1-1 令和5年度子ども・若者応援補助金の応募・採択の状況 ・資料1-2～4 令和5年度子ども・若者応援補助金 採択事業の概要 ・資料2-1 ユースワークの視点を取り入れた取組の進捗状況について ・資料2-2 尼崎市立ユース交流センター 令和4年度の取り組み及び令和5年度の運営について ・資料3-1 令和6年度子ども・若者応援補助金の応募状況・申請内訳 ・資料3-2 令和5年度子どもの居場所づくり等推進事業補助金（実績） ・資料3-3 令和6年度子どもの居場所づくり等推進事業補助金（6月時点） ・資料4-1 青少年健全育成基金の活用方針 ・資料4-2 子ども・若者応援基金の今後の推移（予算を反映した試算）

1 開 会

- 会議成立の確認、配付資料の確認、傍聴報告、委員自己紹介

事務局

本日、21名の委員の出席があり、半数以上の委員の出席となるため、青少年協議会条例第8条の規定による定足数に達しており、会議は成立しています。

2 協議事項等

(1)令和5年度各部会の報告について

会長

次第にもとづき、会議を進行します。

令和5年度の各部会について、各部会長から報告をお願いします。

- 令和5年度子ども・若者応援補助金の応募・採択の状況について

資料1-1 1-2～1-4に基づき 部会長から説明

会長

報告は終わりました。ただ今の報告について、質問などありますか。

委員

資料にあるA団体のA事業ですが、別の団体が主催者として参加者の募集をしていたようです。A団体が補助金を受け取り、別の実施している団体に補助金を渡しているということはありませんか。

会長

審査の際にはA団体が事業を実施すると申請があったことは間違いありません。重複申請や別の団体が実施しているというなら補助金は交付できませんので、確認します。

事務局

A団体のA事業については申請実施団体A団体が実施するということを事前に聞いて申請を受け付けています。必要があれば再度確認します。

委員

資料にあるB事業ですが、尼崎では「あまチャレ」という補助金制度があり地域ごとに市が募集しています。その中にB団体も前年度交付されている団体に名前があり、メンバーを育てるという内容だったと思います。事業内容がそれと重複していないのか、補助金の二重取りがないのかなど、事前に他の補助金との重複や、補助金の条件を満たしているかなど確認していますか。

会長

重複していないという前提で審査しています。事務局でも精査していると思います。

事務局

事務局では事前に申請団体に重複申請しているか確認しています。また、補助金を交付している担当課とも連携しお互いに申請状況を確認しています。ただし、例えば同じ団体が複数の事業を行うこともあり、違う内容の事業であればそれぞれの事業に対して補助金申請ができます。申請時に確認し、その上で審査をしています。

委員

審議会の委員は、尼崎市在住でない方が多いので、内情がわからない事もあると思います。審査にあたっては事務局のフォローも必要だと思います。

事務局

事務局として、今回の指摘も含め今後も精査していきますが、審査にあたっては、審査委員が申請書類の内容を確認し、申請者のプレゼン内容を把握し、事業に対して質問や意見を述べるなど、しっかり審査していただいております。

委員

資料のC団体ですが、尼崎で活動しているのでしょうか。C団体の公表資料では京都・大阪・兵庫で事業展開すると記載がありました。このC事業は尼崎市内で間違いなく実施されていますか。確認する資料はありますか。

事務局

申請時の資料でも尼崎市内の事業として申請されています。また、事業終了時には事業報告と決算報告の提出があり確認しています。成果報告会でも報告がありました。

委員

去年の審査前に、特に市外の団体やNPO法人については確認が必要と意見したと思います。補助金が有効に活用されるよう、個々の事業を事務局の方でも精査していただきたいと意見としてお伝えします。

委員

透明性やアカウンタビリティを保障するという点では大事なことで、補助金事業の審査にあたっては厳しい視点が必要です。しかしながら、特にユース活動支援コースに関しては、途中、事業を実施できず辞退した学生もいたと報告があり、若者がとりあえず申請をしてみることが実はユースワーク的な活動を担っていることもあるので、辞退しないことを前提とはせず、この枠組み自体もユースワーク的なものを維持することを一方で意識していただきたいと思います。

会長

貴重な意見ありがとうございました。今後その点も考えていきたいと思っています。

それでは審査部会の報告はここまでにし、続いてユースワーク推進部会からの報告を部会長からお願いしたいと思います。

●ユースワークの視点を取り入れた取組の進捗状況について

資料2 2-2に基づき 部会長から説明

会長

報告は終わりました。ただ今の報告について、質問などはありますか。

会長

ユースワーク事業で、若者が社会性とか自己肯定感を育むことができるようにということを進めていて、その手応えを感じていますか。

事務局

本市のユースカウンスル事業などでは、若者が自分の身近なことを調べ、手順を踏み協議した上で準備し、夏に市長や教育長への発表会を行っております。その発表会では非常に活発な議論が行われており、特に近年はこういった市の取組が全国的にも非常に進んだ取組として、1月にはこども家庭庁の加藤大臣がユースカウンスル事業の視察に来庁し評価していただいています。実際に、このユースカウンスル事業を経た若者たちが自分たちでNPO法人を設立したり、また、国のこども家庭審議会の委員になったり、どんどん活躍の場を広げており、我々としてはいろいろな形で社会性や自己肯定感などが育まれているととらえています。

委員

部会に入っていない尼崎で活動されている委員で、尼崎での市民の声としてユースワークに対する評価や意見など聞かれていますか。ユース事業を始めて数年たちましたが、尼崎市でのユースに対する意見など聞きたいと思います。

委員

ユース交流センターができる前は青少年センターがありました。以前の青少年センターは、児童館を含めた市の施設の中核施設ということで、乳幼児から30歳程度の青年層まで広い範囲を扱っているところでした。その中にボーイスカウト、ガールスカウト、子ども会、スポーツ少年団の市内では健全育成4団体と言われていますが、その4団体も参加しながら、青少年センター

でのお祭りなど様々な事業を行っていました。ユース交流センターへ移転してからは、この4団体には一切声がかかっていません。団体間の横の繋がりが事業などを通じ、かつてはあったものが今は完全に切れているように感じます。また、ユース交流センターは支援が必要な子が行くところという声もあり、以前の育成と違うニュアンスを持っていると感じています。若者に対して、育成というより支援がメインとなり、次世代を担う子どもたちを育てる部分とのバランスが悪くなっているように感じているところです。

委員

部会としてはユースワークの視点を取り入れた取組の報告を受け、ユースワークがどうあるべきかを議論する中では、支援に偏るという方向ではなかったと理解していますが、中にはそのように受けとめている方もいるのが現実ということは今、理解しました。

いずれにせよ以前からある健全育成4団体、そして新たに生まれてくる子ども若者活動の団体との住み分け、協働、連携が全国どこの自治体でも課題になっていると思います。或いはもう課題にすらならず、そのまま放置されているということも多いかと思いますので、捉え方によっては尼崎がその課題に先んじて向き合っていく、そして良い解決策を考えられたら、連携や住み分けができ、そして評価もされるなど良いことになるのではと今話を聞いて思いました。

学校の現場ではどのような受け止め方をしているのでしょうか。

委員

ユースワークの取組状況など、まだ把握できていないので、今後状況を把握していきたいと思っています。

委員

ユースワークのことについては引き続き考えていきたいと思っています。

(2)令和6年度子ども・若者応援基金活用事業の状況について

会長

それでは、議事を進めます。令和6年度子ども・若者応援基金活用事業の状況について事務局から説明をお願いします。

●資料3-1 3-2～3に基づき 事務局から説明

会長

説明は終わりました。ただ今の説明について、質問などはありますか。

委員

居場所づくり事業では、ほとんどが子ども食堂となっています。子ども・若者育成支援コースにも子ども食堂があります。申請や補助の違いは何でしょうか。

事務局

どちらで申請しても問題はありません。例えば居場所補助金であれば、子ども食堂への補助金を出すことで、今まで以上に回数を増やしてほしいという思いで補助しております。1回あたり2,000円で回数に応じて上限10万円を設定しました。回数を多く実施できるのであれば居

場所補助金を活用することを考えております。

また、子ども・若者応援補助金は、子ども食堂を含めた子ども・若者に対する支援をする事業を想定しており、子どもを支援する子ども食堂事業として申請することに問題はありません。ただし、両方に申請することはできませんが、どちらかであれば事業の実施状態に合った形で申請していただければと考えています。

会長

それでは、令和6年度子ども・若者応援基金活用事業の状況についての報告はここまでにします。

(3)子ども・若者応援基金について

会長

続きまして、子ども・若者応援基金について事務局から説明をお願いします。

●資料4-1 4-2に基づき 事務局から説明

会長

説明は終わりました。ただ今の説明について、質問などはありますか。

委員

健全育成基金の活用で公募型の補助金が追加されて広く市民に活用してもらうことについて、非常に良いことだと思っています。特に高校生、大学生が自分たちで企画した事業で応募する。これは、もっと増えて欲しいと思っています。その上での質問です。青少年健全育成4団体は教育委員会社会教育部に社会教育団体としても登録していますが、以前から健全育成4団体に対し市のいろいろな事業への参加、例えば実行委員の要請や事業を実施する際の手伝いの派出などすべて課されています。これは、子ども・若者応援基金も含め補助金を受けていること、社会教育団体と認められていることで、自分たちの活動だけではなく、市民祭りなどの実行委員やイベントでの人員配置など要請があり参加しています。しかし、新しく補助金を受けている団体はこのような要請もなく自分たちだけの活動をしているようで、不公平感を感じています。この基金の扱いが、今後どうなるのか、このような現状を踏まえ何か変わるのか。教えてください。

事務局

市としては、今後基金の活用を考えていきますが、前回の見直しでは、それまで青少年健全育成団体4団体に対しての補助がメインであったところを、子ども若者の活動を支援するということへ活用を広げた経緯があります。また、この見直しの際に今後の活用方針も示しており、基金の枠組はその時の考え方を維持するため一から考えるという事はイメージしておりません。基金活用事業の予算規模や基金の取り崩し額などについて考えていくことであり、基金が今後増えていくのかどうか想定が不透明であったため、令和4年度の見直し以降そのままにするのではなく令和6年度にはもう1回チェックをすることとしていたため、事業の補助金額を増やすのか、他の事業に活用するのかなど議論したいと考えています。

実際、見直した2年前は、基金が伸びていく見込みでした。今年度予算も2年前の想定に比べ

かなり増額になっています。しかし、ふるさと納税の返礼品の見直しによる影響があり、それに加え数日前に国がふるさと納税サイトの利用がポイント競争になっていることからふるさと納税サイトの利用を禁止するという発表もありました。そのため、今後の予算については、ますます不透明になり、ここ数年で増えたものの、見通しを想定することは難しいですが議論していきたいと思っています。

委員

基金活用についてはわかりました。質問の趣旨は、従来から補助金を受けている4団体について、市の事業への協力が非常に重くのしかかっています。これは、みんなボランティアで仕事しながら役員などしており、人材も不足しています。その中で、市の各課、各部署の事業への協力要請があります。それが4団体には補助金を割り振るのと同じように、役割の割り振りもあります。既存の4団体は以前と補助の規模は変わらず、不足部分は自己資金、つまり積立金を取り崩して、子どもたちの活動に補填している状況です。なおかつ、汗をかいて市の事業への協力もしています。これから新しく補助金を受け取る団体があります。この状況をどう認識されているのか、どう決めているのかなど、過去の議事録を読んでもわからないので教えていただきたいです。

事務局

日々市の事業にもご協力いただいていることについては、感謝申し上げたいと思います。ただ、補助金を出しているからその代わりに人員のお手伝いを求めるということは一切ございません。補助金の交付とお手伝いという形での協力はセットではありません。決してその見返りでお願いするというものではないということを改めて説明しておきます。

ただ、一方で事業の運営にあたって市への協力が負担になっているのであれば、依頼する担当課などと協議し、負担になりすぎないような方法を模索していただきたいと思います。

委員

わかりました。事務局とは協議できたらと思います。ご協力といいながら、市から補助金を受けているので今回の割り当ては〇〇人ですと実際に言われています。そう事実があるという事を伝えておきます。

会長

また、意見などあれば、事務局に改めてお寄せいただくということでよろしいでしょうか。

(4)その他

●事務局から事務連絡等

3 閉 会

会長

それでは、本日の協議内容はこれで終了となります。委員の皆様には有益なご意見をいただき、ありがとうございました。これをもちまして、本日の協議会を終了します。

以 上